

社会福祉法人大田幸陽会

定 款

社会福祉法人大田幸陽会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、それぞれが幸せにくらせる社会の実現に向けて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して有機的かつ総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会を構成する一員として自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定相談支援事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大田幸陽会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都大田区大森南二丁目15番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。ただし、理事の実人数を超える数とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名以上、外部委員2名以上を含む3名以上5名以内の委員で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人

の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。この場合の理事会は、第28条第2項の規定に基づくものを除く。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000 円

(2) 土地

ア 東京都大田区大森西二丁目50番14所在の障害福祉サービス事業所（共同生活援助）大森西幸陽ホーム敷地1筆(129.45平方メートル)

イ 東京都大田区大森西二丁目50番21所在の障害福祉サービス事業所（共同生活援助）建設用敷地1筆(138.19平方メートル)

(3) 建物

- ア 東京都大田区大森南二丁目 152 番地・151 番地 1・151 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺地下 1 階付 4 階建 建物のうち 1 階及び 2 階障害福祉サービス事業所（就労継続支援 B 型）のぞみ園建物 1 棟（延 890.89 平方メートル）
- イ 東京都大田区中馬込二丁目 13 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建障害福祉サービス多機能型事業所（生活介護・就労継続支援 B 型）まごめ園建物 1 棟（延 1,399.87 平方メートル）
- ウ 東京都大田区大森西二丁目 50 番地 14 所在の鉄骨造ルーフィングぶき 2 階建障害福祉サービス事業所（共同生活援助）大森西幸陽ホーム建物 1 棟（延 137.27 平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大田区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大田区長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域活動支援施設事業

(2) サービス付高齢者向け住宅の経営

(3) 介護職(支援員)人材の養成事業

(4) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 前項の事項のうち重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大田区長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大田区長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人大田幸陽会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 岩本紀子
理事 菊地泉江
理事 小山園子
理事 辛嶋雅子
理事 木村シゲイ
理事 小関美彌子
理事 松本三郎
理事 菅崎貢
理事 阿部晋
監事 長野勇
監事 藤好優臣

2 平成9年4月10日付定款変更申請に係る理事増員に伴い選任される理事の任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成11年3月25日までとする。

3 平成10年7月29日付定款変更申請に係る評議員会の新設に伴い、選任される評議員の任期は、定款第16条の規定にかかわらず、平成11年3月25日までとする。

平成6年3月31日 一部改正（平成5年8月30日社援企第118号
厚生省社会援護局長、厚生省児童家庭局長等通知
による定款準則に準拠して変更）

平成6年11月30日 一部改正（第20条第1項第2号第3号新規追加）

平成7年7月24日 一部改正（第12条第2項第2号第3号新規追加）

平成8年3月27日 一部改正（第20条第4項新規追加）

平成9年6月26日都知事認可 平成9年3月24日理事会承認

一部改正（第4条第1項（1）理事定数の変更、附則2追加）

平成10年6月30日都知事認可 平成10年3月27日理事会承認

一部改正（第1条第1項事業所追加、第3条第1項事務所所在地の
変更、第20条第1項事業追加、定款準則準拠の条文変更等第9条、
第17条、第18条の2）

平成10年9月28日都知事認可 平成10年6月26日理事会承認

一部改正（第4条及び評議員会設置に伴う第9条変更、第12条～
第16条新規追加、収益事業開始に伴う第17条変更、第27条及び
第28条新規追加、附則3追加）

平成11年4月14日都知事認可

一部改正（第17条第2項（2）ア新規追加）平成10年10月22日理
事会承認

一部改正（第1条（1）新規追加）平成11年2月3日評議員会・理事会

承認

平成 12 年 4 月 11 日都知事認可 平成 12 年 3 月 13 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）及び第 17 条 2（2）ア法改正による用語整理、

第 7 条、第 8 条、第 9 条定款準則準拠による改正、第 25 条（1）東
雪谷

生活ホーム追加（2）さわやかワークセンター事業追加）

平成 12 年 11 月 29 日都知事認可 平成 12 年 10 月 19 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）・第 17 条 2 項用語整理、第 7 条～第 9 条
定款準則準拠、第 25 条（1）（2）新規追加）

平成 13 年 5 月 9 日都知事認可 平成 13 年 3 月 14 日評議員会・理事会承認
一部改正（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号社援第 2618 号厚生省大
臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会援護局長等通知による定款準
則に準拠して変更、第 9 条第 6 項新規追加、第 18 条第 2 項（2）
イ・（3）削除、第 27 条第 1 項（1）一部追加）

平成 14 年 7 月 8 日都知事認可 平成 13 年 10 月 22 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（ニ）（ホ）・（2）新規追加、第 27 条（1）削除）

平成 15 年 7 月 31 日都知事認可 平成 15 年 5 月 28 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（2）（イ）経営形態の変更）

平成 19 年 1 月 5 日都知事認可 平成 18 年 10 月 27 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（イ）～（ホ）・（2）（イ）障害者自立
支援法施行に伴う名称の変更、第 3 条～第 35 条定款準則準拠に
より変更、第 3 条・第 9 条第 1 項・第 14 条第 2 項、第 19 条（1）
（2）新規追加、第 27 条第 1 項、第 28 条用語整理、第 34 条用
語整理、第 35 条用語整理）

平成 19 年 11 月 27 日都知事認可 平成 19 年 3 月 23 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（2）（ロ）事業追加、第 27 条（1）～（3）の事業削除）

平成 20 年 6 月 26 日都知事認可 平成 20 年 5 月 26 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（ヘ）事業追加）

平成 20 年 12 月 15 日都知事認可 平成 20 年 10 月 28 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（2）定款準則準拠により変更、第 27 条・第 29 条
事業種類整理、第 35 条定款準則準拠により変更）

平成 23 年 5 月 27 日都知事認可 平成 22 年 10 月 26 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（ロ）削除、第 27 条（1）用語整理、第 27 条（2）
新規追加）

平成 23 年 12 月 20 日都知事認可 平成 22 年 10 月 26 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（2）（ロ）（ハ）新規追加）

平成 24 年 4 月 19 日都知事認可 平成 24 年 1 月 11 日評議員会・理事会承認

- 一部改正（第 27 条（2）削除、（2）追加）
平成 24 年 7 月 17 日都知事認可 平成 24 年 5 月 25 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（イ）削除、（2）を（1）に変更、第 18 条（2）ア
追加、
（2）を（3）に変更、アの用語整理）
平成 24 年 12 月 28 日都知事認可 平成 24 年 10 月 26 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 27 条（3）新規追加）
平成 25 年 4 月 17 日大田区長認可 平成 24 年 10 月 26 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 1 条（1）（ロ）新規追加）
平成 25 年 8 月 26 日大田区長認可 平成 25 年 5 月 27 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 11 条第 2 項・第 19 条・第 33 条・第 34 条第 1 項第 2 項 社会福
祉法の一部改正に伴う所轄庁の変更、第 18 条 2（2）ア用語整理、（3）ア用 語
整理イ・ウ新規追加、第 29 条（1）削除）
平成 27 年 5 月 7 日大田区長認可 平成 27 年 3 月 25 日評議員会・理事会承認
一部改正（第 18 条第 1 項第 3 項第 4 項収益事業廃止に伴う変更・第 6 章及
び第 29 条第 30 条の削除並びにこのことに伴う章数条数の繰上）
平成 28 年 12 月 28 日定款の一部変更について大田区長認可（社会福祉法改正に伴う変更）
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正社会福
祉法（平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号）附則第 9 条に基づく評議員
の選任については、認可日より効力を生ずる。
平成 29 年 3 月 29 日大田区長認可 平成 29 年 3 月 24 日評議員会・理事会承認
一部改正（租税特別措置法第 40 条特例適用定款への改正等）
平成 30 年 11 月 26 日大田区長認可 平成 30 年 6 月 12 日理事会承認・同年 6 月 28 日
定時評議員会承認 一部改正（第 38 条第 1 項に（4）を追加）
令和元年 11 月 27 日大田区長認可 令和元年 6 月 11 日理事会承認・同年 6 月 26 日定
時評議員会承認 一部改正（第 16 条第 3 項第 4 項、第 17 条第 2 項、第 19 条第
2 項第 3 項、第 26 条(3)）
令和 6 年 10 月 11 日大田区長定款変更届提出 令和 6 年 6 月 12 日理事会承認・同年 6 月
27 日定時評議員会承認 一部改正（第 30 条第 2 項（2）にイを追加）